

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（素案）」に関するパブリックコメントの実施結果の概要について

1. 意見募集要領

- (1) 意見募集対象：「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（素案）
- (2) 意見募集期間：平成14年2月15日（金）～平成14年3月14日（木）
- (3) 告知方法：環境省のホームページ、記者発表
- (4) 意見提出方法：電子メール、ファックス、郵送のいずれか

2. 受付意見数及び受付意見の概要

(1) 意見提出数

電子メール	ファックス	郵送	合計
167通	39通	21通	227通

(2) 意見の概要（延べ意見数 627件）

基準全体	32件
基準の対象について	14件
第1一般原則	20件
第2定義	19件
第3飼養保管に当たっての配慮	46件
第4共通基準	137件
・所有の明示	23件
・健康及び安全保持	24件
・生活環境の保全	5件
・適正な飼養数	9件
・繁殖制限	32件
・動物の輸送	11件
・動物に起因する感染性	5件
・逸走防止、危害防止	25件
・緊急時対策	3件
第5犬の飼養及び保管に関する基準	57件
・全般	8件
・放し飼い防止、けい留、しつけ訓練等	21件
・譲渡又は引取り	28件
第6ねこの飼養及び保管に関する基準	99件
・全般	15件
・屋内飼養	50件
・繁殖制限	18件
・譲渡又は引取り	16件
第7学校、福祉施設等における飼養及び保管	46件
その他	32件
募集対象以外の意見	125件

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（素案）」
に関するパブリックコメントの実施結果

基準全体について

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	「努めること」という努力基準ではなく、「行うこと」と明確に規定すべきである。それに従わない飼養者は、飼養禁止、罰金などを求められるべきである。 (11件)	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。本基準において、違反時の罰則等を定めることは、困難です。
2	基準の改正には賛成しますが、取締りが手ぬるく効果が期待薄の感じである。 規則の改正・条例の制定等で飼養することに対する責任を各飼養者に持たせるようにして頂きたい。 (6件)	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。本基準において、行政措置等を定めることは、困難ですが、本基準に基づく適正な飼い方が守られるよう、基準決定後は、地方自治体、関係団体と連携して積極的に普及啓発を図る考えです。
3	虐待に近いような飼い方をして平気な人もいる。飼い方について具体的に示された基準としてもらいたい。	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づき動物の所有者等が努めるべき適正な飼養保管に必要な標準的事項を示すものです。このため、本規定に反する行為を虐待と定めるためのものではありませんが、本基準に基づく適正な飼い方が実行されるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。
4	総論として賛同する。本基準が、ペットを飼育している全ての国民に周知徹底する必要がある。 (10件)	ご指摘のように、基準決定後は広く国民に浸透することは大変重要であり、関係機関、関係団体と協力しながら、積極的に普及啓発を図っていく考えです。
5	このような「道徳」や「一般常識」に類することは政府等が規制すべき事柄ではない。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づくもので、同条項では、所有者又は占有者に対し、動物の健康及び安全の保持等を求めるとともに、その場合によるべき基準として同条項に基づき定めることができるとされています。
6	「等」は解りづらい。危険な動物とは何なのか、はっきり明示して注意を表示してほしい。	基準の詳細については、必要に応じて解説のための資料を作成、公表し、普及啓発を図っていく考えです。
7	「適正な」、「適切な」、「適当な時期」、「やむを得ず」、「特別の場合」等の言葉をもっと具体的に。	同上
8	「人と動物の共生社会」を実現させていくには内容が十分といたい。	同上

基準の対象について

番号	意見の概要	意見に対する考え方
9	愛護動物を人間の目的だけで差別化せず「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を全ての愛護動物に適用すべき。 (11件)	動物愛護管理法では、人間生活の中において動物をそれぞれの役割に応じて適正に利用していくことを前提としています。飼養動物のそれぞれの利用目的に応じて、適正な飼養保管を確保するための基準を作成することは、同法に照らし、妥当なものであると考えています。
10	基準の対象が、ほ乳類、鳥類、は虫類に限定されているが、今回の目的別基準の考え方と矛盾するのではないか。人が占有している、両棲類、魚類、昆虫類等の各種動物を包含すべきではないか。 (2件)	動物取扱業規制、虐待禁止規制など、動物愛護管理法に基づく具体的措置の対象は、飼養実態、問題の発生状況等から、ほ乳類、鳥類、は虫類とされていることを踏まえて、哺乳類、鳥類、爬虫類としたものです。現状では、これらの法に基づく具体的措置の対象と整合性をとることが適当と考えています。

11	家庭動物等に含まれない動物についてはどう考えられているのか。少なくとも家庭動物等に準じる基準が必要であるはず。	本基準の対象外となりますが、飼養目的に応じて他の基準（展示動物、産業動物、実験動物）に該当する場合は殆どであると考えます。
----	---	---

第1 一般原則

番号	意見の概要	意見に対する考え方
12	「所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）」の記述を、以下の内容へ変更する。 「所有者、占有者又はその他の飼養者（以下「所有者等」という。「その他の飼養者」は所有者及び占有者にあたらぬ者で飼養する者を指す）」（3件）	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者または占有者が飼養保管に関しよるべき基準を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。
13	「そのためには、適切な飼育環境をあたえることが困難とみなされ、動物の福祉に相反する結果を招きやすい野生生物鳥獣等の特異な動物の一般販売と飼養は自粛するべきである。」を追加。	ご意見のうち、販売に関しては今回の基準案の範囲外ですが、飼養に先立つ慎重な判断の必要性については、第3において盛り込んでいるところです。
14	「所有者等は人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、及び人に対しても動物に対しても生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。そのためには繁殖を目的としての飼養でなければ繁殖制限処置は義務的に実施し、万一飼養の中断をしなければならなくなった時に適切な譲渡ができない場合には、安楽処置を獣医師にお願いすることも考慮されなければならない。」へ訂正	ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。 なお、飼い主の依頼に基づく獣医師による安楽死については、現時点では、獣医師を始め広く社会的な合意ができていないとはいえず、今後のコンセンサスの動向を踏まえ検討すべき事項と考えています。
15	「人と動物との共生に配慮しつつ」とあるが、人と動物は対等な関係ではなく、動物は弱者である。動物による人への侵害というような言葉を対等でない関係における弱者である動物に使用するのは不相当であり、「動物がその生存することによって生じる人にとっての迷惑」というような言い方に配慮するべきである。	動物愛護管理法の条文を踏まえた規定としているところです。
16	「命あるものである家庭動物」を「命ある生き物である家庭動物」と表記を変える。＜理由＞「動愛法」から更に一歩進んで、「命あるもの」と表記するだけではなく、「命ある生き物」と表記し、「動物」や「ペット」が「生き物である」ことを強調するため。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法に基づくものであり、ご指摘の箇所については同法2条に基づいています。
17	「動物の本能、習性及び生理」を下記に変える。 「動物の身体的、行動的、精神的な要求」＜理由＞「本能」「習性」の並列は一般にわかりづらい。二つの言葉の相違をきちんと理解するにもかなりの専門知識が必要。	ご意見を踏まえ、「生態、習性及び生理」と修正します。なお、基準の詳細については基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
18	家庭動物等の・・・（中略）動物の本能、習性及び生理を理解し・・・[修正] 伴侶動物等の・・・（中略） ・・・動物の生態、習性及び生理を理解し・・・	ご意見を踏まえ、「生態、習性及び生理」と修正します。
19	動物の習性や本能・生理に対する配慮と、終生飼養の原則を定めた部分については非常に重要なことであり、賛成します。	本基準に基づく適正な飼い方が実行されるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。
20	所有者等は人と動物との共生に配慮しつつ・・・（中略）[追加] 所有者等は、動物の本来の習性と生態の理解に努め、人と動物との・・・[理由]動物の種として固有の習性、また野生由来の動物は特にその生態的特性を理解することなしに飼育することは、教育的観点からも動物福祉の観点からも、好ましくない。	ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。 基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。

21	「共生」という用語について、その意味を明らかにする必要があります。	共生は、動物愛護管理法第2条の規定を踏まえていますが、基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
22	「生活環境を害することがないように」という表現が用いられているが、有るべき生活環境は人それぞれであり、また人にとって快適な生活環境が、動物にとっては我慢やストレスを強いる生活環境であるという場合も無いとはいえません。	生活環境は、通常の用例のとおり人間にとっての環境を基本的に意味します。
23	総論、一般論として特段の異議はないが「動物の立場」に立った思考が無いに等しい。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法に基づくものであり、基本原則は、同法2条に基づいています。
24	「生活環境を害する」のところで「生活環境ならびに自然生態系等に悪影響を及ぼす」と変更し、「自然生態系」を明文化されたい。	自然生態系等に悪影響については、第8で規定しているようなケースが想定されますが、法の規定に基づく生活環境への悪影響が一般ににわたるものとは同等とは考えにくいことから原案とします。
25	「動物の本能、習性及び生理を理解し」「動物の本能、習性及び生理を前もって調べて理解し、」と表記を変える。	ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。
26	所有者又は占有者に管理者を追加 (2件)	管理者は、所有者又は占有者に該当するものです。
27	基準の中に、動物に関する、認識、価値観、意識等を向上させる施策を同時に進行させるものを盛り込まなければ実行は期待できないと考える。	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。
28	「...人の生命、心身又は財産...」と変更すること	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきものであり、規定は、同条文によっています。

第2 定義

番号	意見の概要	意見に対する考え方
29	「動物を飼養保管する学校、福祉施設等において、」を「動物を飼養保管する家庭、学校、福祉施設等において、」とする。＜理由＞「家庭動物」についての基準であることを考えても、同項2号に「家庭」が入らないのはおかしいと考える。	情操涵養及び生態観察のため飼養されている動物と修文いたしました。
30	「愛玩動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)」に下記の説明を追加するか、解説書で、言葉の説明をもう少し膨らませるべき「愛玩を目的に、若しくは生活・仕事上のパートナーとして人間とともに暮らす動物」 (2件)	伴侶動物言葉自体が、生活の伴侶(とも、仲間)としての動物を意味し示しているものと考えていますが、基準策定後普及啓発資料等において、さらに解説していく考えです。
31	「家庭動物等」を「伴侶動物等」と変更希望	家庭動物は、伴侶動物に愛玩動物を加えより広い概念であり、本基準の主要な対象を明示できるものと考えています。
32	「情操の涵養及び生態観察のため」を下記に変える。 「動物とのふれあい、情操の涵養及び生態観察等のため」＜理由＞まず「情操の涵養及び生態観察」という言葉は、文部省の新学習指導要領(小学校生活科)等と整合せず、さらに、福祉施設での動物飼育では、「Human Animal Bond」とか「アニマルセラピー」の範疇まで目的が広がる。	動物とのふれあいは幅広い意味を持つものの、逆にその意味する範囲が不明確であるため、原案のとおりとしたい考えます。

33	家庭動物等の〔全文を修正〕 伴侶動物等 個人、家庭、地域、民間及び行政の動物保護収容施設、各種公共施設等で伴侶（コンパニオンアニマル）として、または救護目的ないし教育的目的で飼養されている動物をいう。 (2件)	民間及び行政の動物保護収容施設での動物の飼養目的は、情操涵養、生態観察という飼養目的とは、明らかに異なると考えられます。 このため本基準では、第9の準用で対応することとしています。 また地域としての動物の飼養は、所有、占有の責任を有する者の特定が難しいものと考えます。
34	管理者 を〔修正〕 管理責任者 動物の救護目的及び教育・福祉目的に動物を飼養する民間及び公共の施設において、・・〔理由〕管理者だけでは不十分で、施設および飼養に責任を持つものを定め管理責任者として定義すべきである。 (同趣旨 5件)	管理者は、所有者、又は占有者として動物愛護管理法第5条に基づき、動物の適正飼養の責務を負っています。 今回の基準については、情操の涵養及び生態観察を目的に学校、福祉施設等で飼養される動物を対象とすることとしています。
35	学校等における「所有者等」は、当該学校等の長たる者の責務や権限において定め得るものと考えられるため、「管理者」の定義は不要と考える。	組織において飼養に実際の責任を持つ者を、明確に示す用語として管理者とする事は適当であると考えています。
36	「学校、福祉施設等で飼養されている」等の範囲を具体的に示して欲しい。	情操涵養及び生態観察のため飼養される施設としては、学校、福祉施設が殆どであると考えられるところですが、その他の施設（例えば更正施設）も可能性として考えられます。なお、ご指摘を受けて、学校、福祉施設については削除しました。
37	「危険動物」を「人命にかかわるレベルの動物（種類を明記）」とし、危険動物についての、定義も加えた方がいい。	ご意見の趣旨は、基準の解説等、普及啓発資料作成に当たっては参考にしていく考えです。
38	家庭動物等に盲導犬、猟犬、闘犬など愛玩以外の目的で家庭等で飼養されている動物も含める	これらの犬については、飼養目的について愛玩動物等とは差異があり得、また飼養方法にも差異があり得るため、第9の準用規定で、それぞれの飼養目的に反しない限り本基準を適用することとしています。
39	「その動物を所有する者。家族の場合は全員とする。一時的にその動物を預かっている者も含む」ものとして、「所有者」という定義を新たに設ける	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。本基準はその範囲内で規定されるものです。
40	「家庭等で飼養されている動物（愛玩動物、伴侶動物等を含む）」に変更希望	本基準が目的とする、対象の定義としては原案が適当と考えています。
41	「情操の涵養及び生態観察のため…」だけでなく、「生命の尊重」あるいは「動物とのふれあい」など、動物飼育に欠かせない内容を付加。	ご意見の趣旨については、「情操の涵養及び生態観察」の目的に含まれていると考えております。

第3 飼養保管に当たっての配慮

番号	意見の概要	意見に対する考え方
42	飼い主に命の尊さをしっかりと認識して頂く意味からも大変よい文言であり、さらに、この項では、自然生態系に移入された場合の、在来種への配慮もあり賛同する。	基準決定後は広く国民に浸透することは大変重要と考えており、関係機関、関係団体と協力しながら、積極的に普及啓発を図っていく考えです。
43	特に飼養経験のないものがブランド意識や物珍しさから飼養すると、悲惨な状況が起こりうるのでこの箇所を強調すべき。	同上
44	終生飼養の責務について、基準ではほとんど触れていないと思う。飼養されなくなった動物についても考えるべきだと思います。一般にもいろいろと「終生飼養についての意見」を広く聞いてほしい。	終生飼養については、家庭動物等を飼養するに当たっての基本であると考えており、本基準案でも第1一般原則に規定し、その原則を踏まえ、第3、第4においても規定しているところです。また、今回のパブリックコメントにおいても、この原則は強く支持されているものと理解しており、今後この基準が周知徹底されるよう取り組んでいきたいと考えています。

45	<p>正しい習性や飼養方法について知らない人が多い。専門家による飼養ガイドの作成と各自治体での相談窓口の設置を要望する。</p> <p>(4件)</p>	<p>これまでも、動物適正飼養教本の作成や講習会の実施等、都道府県等における普及啓発の取組の支援を行っているところですが、今後も、動物適正飼養の普及啓発に向けて、一層取り組んでいきたいと考えています。</p>
46	<p>動物の購入前に家族の同意・環境等きちんとした状況を整え、購入予定の動物についての正しい知識を習得する必要がある。</p>	<p>ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。</p> <p>基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。</p>
47	<p>誰でも何でも購入したり、飼養できるということ自体大変問題がある。特にペットショップやブリーダーからの購入などの際には、売る方、飼う方両サイドに、その責任の重さを認識してもらうため、講習会などがのぞましく、そのためのガイドラインや法整備を望む。</p> <p>(2件)</p>	<p>飼養に先立っての知識修得、適切な判断は重要であることから、基準案では第3で規定を設けたところです。</p> <p>なお、法第6条に規定されている動物販売業者の説明責任の適切な実施を図るための、説明マニュアルの作成、周知のための事業を平成14年度から取り組むこととしています。</p>
48	<p>以下を追加されたい。「はじめて飼養する種の場合には、知識の欠如などから苦しみもしくは死に至らしめることのないよう、ペットショップ、ブリーダーなどから購入する場合には、その業者が飼育方法の講習会などを行う義務を要し、購入者もまたその講習会を受けなければならない。」</p> <p>(2件)</p>	<p>同上</p>
49	<p>「動物の本能、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに」を「動物の本能、習性及び生理に関する知識の習得のためのセミナーへ参加し」とする。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。基準に即した具体的事項については、基準の解説資料等で、今後、普及啓発を進めていく考えです。</p>
50	<p>「住宅環境・家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務の実施に支障が生じないよう努めること。」は、「住宅環境・家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務の実施に支障が生じないよう努め、それが出来ないのであれば、飼養しないこと」とする。このようなことができない飼養者は、飼養禁止、罰金などを求められるべきである。</p> <p>(2件)</p>	<p>本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。本基準において、飼養禁止、罰金を定めることは、困難ですが、本基準に基づく適正な飼い方が守られるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。</p>
51	<p>「家庭動物等の飼養に当たっては、その飼養に先立って、動物の本能、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養環境の変化について、住宅環境・家族構成の変化も考慮に入れ、飼養が継続できなくなった場合の対応も慎重に判断するなど、終生飼養の責務の実施に支障が生じないよう努めること。万一にも飼養が継続できなくなった場合の対応として獣医師による安楽死処置の決断も選択肢として考慮される必要がある」に変更</p>	<p>ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。</p> <p>また、飼い主の依頼に基づく獣医師による安楽死については、現時点では、獣医師を始め広く社会的な合意ができていないとはいえず、今後のコンセンサスの動向を踏まえ検討すべき事項と考えています。</p>
52	<p>「住宅環境・家族構成の変化も考慮に入れ」を、次のようにする。「動物の寿命及び住宅環境・家族構成の変化等も考慮に入れ」</p> <p>「住宅環境・家族構成の変化も考慮に入れ」という部分だが動物の寿命を考慮することも大切ではないでしょうか。</p> <p>(3件)</p>	<p>ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。</p>

53	<p>家庭動物等の飼養に当たっては、その飼養に先立って、動物の本能、習性、生理に関する知識の修得に努める・・[修文・追加] (前略)動物の生態、習性、生理に関する知識の修得に努め、それに基づく身体的、行動的、精神的欲求にかなう動物の福祉に配慮し、[理由]: 動物の本来の生息環境とそこに適応した行動を示す生態という用語の方が広い意味を持ち、適している。また、知識の取得だけでなく、それに基づく動物の福祉への配慮を行うことが求められる。(2件)</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「体能」を「生態」に修正いたします。動物福祉の趣旨は、基準にすでに含まれているものと考えています</p>
54	<p>習得や繁殖から派生する諸問題を考慮し繁殖制限措置に努めるとともに、将来に...と変更する。</p>	<p>飼養決定後の繁殖制限措置に関しては、第4共通基準において規定しているところです。</p>
55	<p>冒頭に、「野生動物は、本来家庭で飼養するものではなく、飼養すべき理由があきらかにされない限りは飼養は認められない」「飼養する場合は、監督官庁へ届け出を要する」「これができないものには飼養禁止、罰金などの措置がとられる」などを追加。このために必要な法の整備をすみやかに求めます。(同趣旨 12件)</p>	<p>本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準は現行法の範囲内で規定されるものです。本基準において、飼養禁止、罰金を定めることは、困難ですが、本基準に基づく適正な飼養開始前の判断がなされるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。</p>
56	<p>生物多様性保全上の問題が生じるおそれ大きいことのみならず、<u>有害有毒動物による人の生命の危機が発生したことは過去に明らかなので、飼養者の責任は重大であり、飼養しないように努めること。...</u>と変更する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること」を追加いたします。</p>
57	<p>「特に、家畜化された動物ではない野生動物等については、<u>原則として個人飼養はしないことが最も理想的である。しかし、一般にその飼養のためには当該動物の本能、習性及び生理に即した特別の飼養保管のための諸条件を整備、維持できる諸能力が満たされている場合に限ること、譲渡が難しく飼養の中止は容易でないこと等を、飼養に先立ち慎重に検討すべきであること。</u>さらに、こうした動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合、生物多様性保全上の問題が生じるおそれ大きいこと、また、<u>当該動物自身の被害とともに人及び他の生物に対する直接的な被害についても、飼養者の責任は重大であり、その点を十分自覚する必要があること。</u>」に変更</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること」を追加いたします。</p>
58	<p>特に、家畜化された動物ではない野生動物等については、一般にその飼養のためには当該動物の本能、習性及び生理に即した特別の飼養保管のための諸条件・・[修文・追加] (前略)野生動物等については、一般にその飼養のためには当該動物の生態、習性及び生理に即し、さらに本来の生息環境に適った特別の飼養保管のための諸条件・[理由]: 野生動物を飼育するにあたっては、食物、温度、湿度、行動空間、社会性動物については複数飼育など、可能な限り本来的な生息環境を与える必要がある。(同趣旨 2件)</p>	<p>ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。 基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。</p>
59	<p>「譲渡が難しく」と記載されることにより、終生飼養の責務に反し、「譲渡」を肯定する意味合いが強く伝わります。このため、「譲渡が難しく」は削除されることを望みます。</p>	<p>本基準において法で禁止していない譲渡を否定することはできません。飼養の中止が容易でない=飼養の中断は困難ということを飼養開始前に考慮すべき客観的事実として「譲渡が難しく」は、記述すべきものと考えます。</p>
60	<p>中略)さらに、こうした動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合は・・[追加] さらに、こうした動物は、生息地における捕獲が生態系のかく乱を招くおそれがあり、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合は・・</p>	<p>本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその飼養に管理に係わる範囲内で規定されるものです。</p>

61	動物について「保管」という言葉は不適切なので削除すべき。	「保管」という言葉は、本基準の根拠法である動物愛護管理法第5条に基づいて用いています。動物を保護し管理するとの意味で使われています。
62	飼養動物の種をまず十分特定し、その生態や特徴を考慮することが必要である。種ごと、飼育方法が異なることに十分配慮すべきである。	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。
63	逸走して生態系に移入するおそれは、野生動物のみならず家畜動物も同様である。移入種問題は家畜動物についても指摘すること。	当該規定については、野生動物等の飼養開始前の選択の重要等を述べたものであり、移入種問題全体を網羅する箇所ではありません。飼養動物による影響に関して、第8において規定しているところです。
64	以下の内容を追記する。「やむを得ず飼養する場合にあっては、獣医師等十分な知識と技術を有する者に指導を求め、それに従うように努めること。」 (2件)	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。様々なケースに即して配慮すべき具体的事項については、基準の解説資料等で、今後、普及啓発を進めていく考えです。
65	野生動物を飼養することは、問題が多いため、「飼養の中止は容易でないこと等から、やむを得ない場合を除き避けるよう努めること。」に変更希望	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準は現行法の範囲内で規定されるものです。本基準に基づく適正な飼養開始前の判断がなされるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。

第4 共通基準

(所有の明示)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
66	賛同する。飼い犬・飼いネコその他自力で外出可能な動物に対してその所有を明らかにすることは、やはり飼い主の初歩的な責務と考えるべき。 (2件)	基準決定後、マイクロチップ、名札等により適切に所有の明示が進められるよう、関係機関、関係団体と協力しながら、積極的に普及啓発を図っていく考えです。
67	マイクロチップを義務づけ、販売時に埋め込むことが必要。 (8件)	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものですが、基準決定後、マイクロチップ、名札等により適切に所有の明示が進められるよう、関係機関、関係団体と協力しながら、積極的に普及啓発を図っていく考えです。
68	迷子札の義務化	同上
69	マイクロチップの安全、効果について疑問がある。 (5件)	マイクロチップ等については、国内外において動物の個体識別法として実績のある方法と承知しています。
70	マイクロチップを装着した場合、動物を捨てるときに皮膚を切り裂きチップを取り除くような虐待を起す懸念がある。	同上
71	雌雄の分別飼養による繁殖制限は単に隔離するだけでは虐待に等しいと認識する。対策に加えることは基本的に推奨すべきでない。	分別飼育についても、動物の繁殖制限法として実績のある方法と承知しています。
72	馬等の大動物については、確実な個体識別法が考案されていないので、今後の課題であることがわかるような文言にしてほしい。	基準案は、所有者に基準に照らし適切な方法を選択していただく趣旨ですが、方法は限定していないのでご意見の趣旨は、含まれているものと考えます。基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
73	「所有者」の記述を「所有者等」へ変更する。 <理由> 飼養者としての責任は所有者のみならず占有者及びその他の飼養者に関しても存在するはずである。	本基準は、法第5条に基づきます。所有の明示は、法的に所有者の責務とされていることをふまえたものです。

74	飼い猫は必ず首にCHIPの挿入、首輪の強制装着及び飼い主の名前及びTEL番号の記載。	ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
75	「自己の所有を明示する表示装備などの装着にあたっては、獣医資格を有する者などの専門的な知識や技術を有する者に指導を求めるように努めること。」を追加希望	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
76	明示方法について、「安全性」も考慮すること	同上 なお、例示としてあげている方法は、全て安全性も考慮された実績のあるものと考えています。

(健康及び安全の保持)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
77	「繁殖させ狭い檻に24時間とじこめるような飼養をしているものには、動物愛護員などが立ち入り検査でき、行政は飼育禁止などの措置をとることができる。」を追加希望。	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。本基準において、行政措置等を定めることは、困難ですが、本基準に基づく適正な飼い方が守られるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。
78	「所有者等は、適正な飼養保管に際して、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した保管施設(以下「施設」という。)を設けること。保管施設の設置に当たっては、適切な日照、通風、広さ等場所の確保を図り、施設内の適切な温度、湿度、の維持と騒音排除等適切な飼育環境を確保するとともに、衛生状態の維持に配慮すること。」に変更	ご意見の趣旨については、基本的には基準案に盛り込まれていると考えております。 基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
79	適正という言葉は個々で捉え方が違うので、「常時清潔な水を飲めるようにしておく」とした方がよい。 (2件)	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
80	家庭動物の所有者の明示化の措置をとらせることは人と動物の共生という原則に基づかない。それは人と動物の間を明確に所有者とモノの関係でくくることであり、「共生」という概念とは全く相容れない。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法に基づいており、所有者の明示については第5条に規定されているところです。
81	「本来の習性の発現を図るように努めること」を下記に変える。「正常な行動の発現を図るように努めること」<理由>つきつぎと交配させ子供を産ませることが本来の習性の発現、と短絡する飼養者が大変多い。 (2件)	基準案は現行基準を踏まえた規定であり、ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合、基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
82	「(1)家庭動物等の種類、発育状況等に応じて」を下記に変える。「(1)家庭動物等の種類、発育状況、年齢、健康状態、運動量等に応じて」 (2件)	同上
83	(2)に下記を追加する。「動物の種類にみあった専門技術をもつ獣医師等、健康管理についての相談先を決めておくこと。」 (2件)	同上
84	(3)の「保管施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り」、及び「施設内の適切な温度、湿度の維持等」を下記に変える。「保管施設の設置に当たっては、適切な日照、通風、排水等の確保を図り」「施設内のスペース、適切な温度、湿度の維持等」(2件)	同上

85	回復の見込みのない場合、獣医師による安楽死措置を含むようにして下さい。	飼い主の依頼に基づく獣医師による安楽死については、現時点では、獣医師を始め広く社会的な合意ができていないとはいえず、今後のコンセンサスの動向を踏まえ検討すべき事項と考えています。動物の処分の方法については、動物愛護管理法第23条に基づき、「動物の処分方法に関する指針」が別途定められています。
86	基準の詳細を説明する解説書の本項目の中で、重大な傷病の際の安楽死について、ぜひとも明記されたい。また安楽死の方法として、獣医師の手で、事前に十分な麻酔剤を投与して馬に恐怖や苦痛を与えない配慮をすることをして下さい。	同上
87	その他に蚤感染の予防として室内の掃除、蚤の駆除、多数の動物を飼育している者への動物から動物へ粘液による疾病の予防として、毎回の食器洗浄、周期的な予防接種の徹底。	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
88	「所有者等は、疾病及び...努めるとともに、健康管理に係わる知識や獣医療の知識を得るように努めること。疾病にかかり、または負傷した愛護動物等については、獣医資格を有する者などの専門的な知識や技術を有する者により、速やかに適切な措置を講ずるよう努めること。獣医資格などの専門的な知識を有する者は、所有者等に対して、愛護動物獣医療などの適切な知識の普及啓発に努めること。」へ変更希望 (3件)	基準案は現行基準を踏まえた規定であり、ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。 なお、本基準で、獣医師の努力義務に関する規定を設けることは困難です。
89	疾病や怪我の内容によっては、家庭で出来るものもあり、安易に獣医師に決めるのはいかがなものか。	家庭での治療の可能性を否定するものではありませんが、疾病、けがの治療についての専門知識を有し、技術を有する者とされているのは法的に獣医師であると考えています。
90	「かつ、適正な運動及び休息をさせること。また、愛情を込めたコミュニケーションを十分にもつこと。」を追加希望	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
91	「また、適切なブラッシングなど身体を清潔かつ適正に保つケアも怠らないこと。」	同上
92	「また、自由な動きがとれる広さを確保すること。床等が滑りやすい等の理由で、動物に危害を加えるものでないよう留意すること。」を追加希望	同上
93	新たに、「さらに、家庭動物が所有者及び他者に危害を与えることのないよう、所有者の命令に絶対に従うようしつけること。」	ご趣旨については、本基準の第5において、犬に関して規定しているところです。

(生活環境の保全)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
94	糞害によって犬、ねこが嫌われないような飼い方をしたい。	基準決定後は広く国民に浸透するよう、積極的に普及啓発していく考えです。
95	「所有者等は、自らが飼養する家庭動物等が公園、道路等公共の場所を損壊し、又は汚物等で汚すことのないように努めること。」と変える。 <理由>毛、羽毛のような細かな記載により、少しの毛などを気にする人はさらにふえ、いっそう苦情が増え、散歩等にまで支障がでる。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条では動物の所有者の責務として迷惑の防止が求められていること、毛、羽毛についても、迷惑の問題が生じるおそれがあることから、原案が適切と考えます。

96	公共あるいは他人の土地、建物に対して家庭動物が損害を与えないように努めなければならないとするのは、動物が人間に対し害を与えるものであるという前提にたっており、「共生」や、「本来の習性の発現」といった点からみて矛盾があるのではないか？	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づくもので、同条項では、所有者又は占有者に対し、動物の健康及び安全の保持とともに、動物による人等への危害防止、迷惑防止の責務を求めており、本基準は、同条項に基づいています。
97	同条項に違反することは軽犯罪法等へ違反することがあることを自覚させること。また、公害の原因、動物虐待の原因になることも良く理解させること。	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
98	騒音（犬の無駄吠え）を入れるべき。	第5のしつけ訓練の部分で、ご意見の趣旨を含めているところです。

(適正な飼養数)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
99	「努める。」ではなく「...適切な管理が可能となる範囲内にしなければならない。」に変更希望	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。
100	「所有者等は、その飼養又は保管する施設や家庭に見合った動物等の数を、適切な飼養環境の確保、家庭動物等の終生飼養の責務、及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。尚、施設における保管数は家庭動物の例に倣うとともに、家庭的環境を提供できない施設での終生飼養は動物福祉の観点から慎むほうが良い。不適切な終生飼養は避けて安楽死処置も考慮される必要がある。」に変更	ご意見の趣旨については、基本的には基準案に盛り込まれていると考えております。 飼い主の依頼に基づく獣医師による安楽死については、現時点では、獣医師を始め広く社会的な合意ができていないとはいえず、今後のコンセンサスの動向を踏まえ検討すべき事項と考えています。
101	所有者等は、(中略)・・・可能となる範囲内とするよう努めること。[修文・追加] 所有者等は、(中略)・・・可能となる範囲内とすること。飼育の怠慢により過剰繁殖させ過密飼育しないこと、それに起因する感染症や疾病を放置することのないようにすること。	ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
102	「家庭動物等の数を、動物間抗争、ストレス及び動物間感染症等の防止が出来得る適切な飼養環境の確保を図る...」に変更希望	同上
103	「(適正な飼養数)所有者等は、終生飼養の責務を守るよう、適切な管理が可能となる範囲内の頭数にするよう努めること。(環境)環境令に定めるような自体が起きぬよう、周辺の生活環境の保全に努めること。」と変えること。 <理由>人についての配慮と動物飼養の適正を一緒に書くのはよくない。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等に対し、動物の健康安全の確保並びに人等への被害、迷惑防止の責務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。
104	「適切な飼養環境の確保」、「終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全」に加え、「動物の健康及び安全」を追記する。 (2件)	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。「適切な飼養環境の確保」は基本的に「動物の健康及び安全」のためのものです。
105	「多頭」とはそれぞれの動物について何頭からを「多頭」と定義するのも問題で、これを一言でいうには余りにも条件が異なるため、難しい。そこで、過去の多頭飼育による失敗例(虐待などで法的に取り上げられた事例)を別途に小冊子の配布などの形で示すことで、種別の動物の飼養者に理解を求めることが出来ないか。	基準に基づく具体的な留意事項等については、ご意見も参考に基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。

106	一般家庭で飼養する犬、ねこは3頭以上飼う場合、許可制にする。	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるもので、許可等の強制措置を規定するのは困難です。
-----	--------------------------------	---

(繁殖制限)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
107	...増加しても、 <u>本基準に基づく終生の適正飼養の確保が、住宅環境の変化や家族構成の変化が生じた場合でも、自らの責任において、可能であると見込まれる場合をのぞきその家庭動物等について去勢不妊手術、インプラント等の措置を講じること。一般原則(1)で「所有者は家庭動物等を終生飼養するように努めること」と述べているとおり、所有者が自らの責任において終生飼育するのが原則であるから、譲渡することを前提とした安易な繁殖をしないよう努めること。...</u> と変更する。	ご意見の趣旨を踏まえ、「適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は」と修文いたします。 ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。様々なケースに即して配慮すべき具体的事項については、基準の解説資料等で、今後、普及啓発を進めていく考えです。
108	最後に「万一、繁殖した子が余剰である場合は、自らの責任において譲渡先を捜すこと。新たな譲渡先が見いだせない場合に限り、犬・猫については、都道府県知事に引取を求めること。」の追加。	ご指摘の趣旨は、基準案第6の規定で盛り込まれている内容と考えております。
109	「見込まれる場合」といった曖昧な表現は、結果的に殺処分される動物を増やしかねない。見込みで繁殖を認めることは出来ないと思われるため、「終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能であると見込まれる場合を除き」の部分について、「終生飼養及び適正な環境下での飼養の確保」でいいと思います。 (2件)	動物の所有者が適切に行う譲渡を否定することはできませんが、ご指摘の趣旨を踏まえ、誤解を生じないよう「自らの責任において可能である場合」に修文いたします。 また、「適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は」と修文いたします。
110	「終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能であると【確定した】場合を除き」もしくは、「見込まれる」とする基準を明確化すべきではないでしょうか。 (3件)	ご指摘の趣旨を踏まえ、誤解を生じないよう「自らの責任において可能である場合」に修文いたします。
111	「可能であると見込まれる場合」ということで、「当時は可能だと思っていた」「当時は見込んでいた」と言い逃れが出来、無計画な、非道な繁殖を防ぐには、弱すぎる。	ご指摘の趣旨を踏まえ、誤解を生じないよう「自らの責任において可能である場合」に修文いたします。
112	放し飼いにおける去勢・避妊の義務化・放し飼いで(他の動物と接触できる環境にあれば放し飼いと見なす)を行う場合、必ず去勢・避妊処置済みであること	義務化は、本基準の性格上困難ですが、放し飼いが行われている猫については、基準案で放し飼いにおける繁殖制限措置についても盛り込んでいるところです。
113	去勢、避妊を推奨するのは各個人の問題であり、種の存続と改良に悪影響を及ぼさないか。正しい飼育管理をしている人々に強要する内容では賛成しかねる。まずは、去勢、避妊の正しい知識を普及啓蒙すべきでないか。	基準案では、繁殖制限の義務化を行っているものではありません。基準でも、適正な終生飼養、譲渡が可能な場合の繁殖制限は規定しているところではありません。
114	「所有者は、その飼養又は保管する家庭動物等について、繁殖を目的としない場合においては適切な時期(生後6ヵ月頃)に不妊手術を受けさせることが望ましい。それ以外で繁殖を目的とする場合であっても、それ等の動物が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能であると見込まれる場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等繁殖制限の措置を講じること。」に変更	ご指摘の趣旨を踏まえ、「適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は」と修文いたします。

115	「所有者は、終生飼養するため、又は譲渡する予定がある場合以外は、愛護動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等繁殖制限の措置を講じること。」と変えること。〈理由〉もっと、積極的な対応にするべき。	ご意見の趣旨については、基本的には基準案に盛り込まれていると考えております。 基準に基づく具体的な取扱いについては、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
116	「所有者は、その飼養又は保管する家庭動物等の繁殖を安易に行なわず、適正な飼育・手順・検査を行ない、その結果を熟考した上で家庭動物を繁殖させることを決定すること。又、繁殖によって飼育数が増加しても、適正飼育の続行、終生飼養の確保が自らの責任において可能であると見込まれる場合、もしくは終生飼養を目指し、適正飼育を行なうための情報収集を行い、自らもその手助けを行なえ輸送を伴わない範囲での知人・友人等への適切な譲渡が、自らの責任において可能であると見込まれる場合」と変える。	ご意見の趣旨を踏まえ、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は」と修文いたします。
117	「繁殖によって終生飼養の確保及び適正飼養の確保が困難となる所有者等、及び放し飼いなどにより自己の飼養しない動物を繁殖させるおそれのある所有者等は、自己の飼養する動物について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等繁殖制限の措置を講じること。」へ変更する。	ご意見の趣旨については、基本的には基準案に盛り込まれていると考えております。 基準に基づく具体的な取扱いについては、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
118	「家庭動物等の所有者は、繁殖した動物等の新たな所有の明示措置を講ずること」を追加希望	同上
119	動物を飼育するならば去勢を義務づけが必要。繁殖に関しては、資格を有するべきだと考える。 (8 件)	基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第 5 条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。このため義務づけは困難と考えます。
120	繁殖制限について、適当な数に制限することはもちろんだが、近親交配を防ぐなど、その目的、方法についても基準を設けるべき。 (6 件)	ご意見の趣旨については、繁殖制限を行うケース以外は、本来の習性の発現を図るという中で健全な繁殖も基準案の考え方に盛り込まれていると考えております。基準に基づく具体的な取扱いについては、必要な場合、基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
121	素案は、元の基準を緩和した記載であり、「愛護動物の繁殖を希望しない所有者及び、繁殖に終生飼養の確保が困難な所有者等は、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等繁殖制限の措置を講じること。」へ変更希望	基準案は、現行基準に比べより繁殖制限措置を行うべき基準を明確にしたもので、緩和となっているとは考えていません。
122	路上生活者が連れている犬、ねこの手術は強制とし、国(市)が費用負担する	義務化及び地方自治体の措置を規定することは、本基準の性格上困難です
123	譲渡を行う際には、自らの責任によるほか、行政や動物愛護団体などの動物愛護に携わる者の関与が必ずあること	基準に基づく具体的な取扱いについては、必要な内容については普及啓発資料等において解説していく考えです。

(動物の輸送)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
124	極力短い時間、適切な休憩時間について、別表等で具体的な数値を指示されたい	基準として具体的な数値等を示すことは困難であると考えていますが、基準に基づく具体的な取扱いについては、可能な範囲内で普及啓発資料等において解説していく考えです。

125	「輸送時間は8時間を限度とする。ただし1時間の屋外での休憩が与えられた場合には新たに8時間が認められる。また、輸送中に動物が発病または怪我をした場合には、速やかに輸送を中止し、獣医の診療を受けるものとする。」を追加希望	同上
126	輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施、 <u>排泄</u> 等に留意すること。(2件)	ご意見の趣旨については、基本的には基準案に盛り込まれていると考えております。基準に基づく具体的な取扱いについては、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
127	「譲渡のための輸送は出来るだけ行なわないこと。」<理由>輸送を伴う譲渡は、「繁殖制限」にある「適正な譲渡」とは言い難い。特に、ハムスターやウサギなどは死亡率が高い。	適正な譲渡の内容など基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
128	動物にとって輸送はかなりのストレスであるため、次の事項を追加「所有者はやむを得ない場合を除き、なるべく愛護動物の輸送を控えること」(2件)	対象とする家庭動物としての性格から、輸送を例外的にすることは、無理があると考えています。
129	「(1)家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくする」を下記に変える。「(1)家庭動物等の疲労及び苦痛、疾病の発生をできるだけ防ぐ」<理由>馬においては、輸送時間が20時間をこえると呼吸器疾患の発生率が顕著に高まることが確かめられている。	現行の基準を踏まえ、家庭動物に共通な留意事項を規定しているものであり、種による特性を踏まえた基準適用上の留意事項等の詳細については基準策定後、普及啓発資料等において解説していく考えです
130	(2)に下記を追加する。「専用の輸送車両がある馬等の大動物については、専用車両を用いるよう努めること」	同上
131	(3)の「・・・給餌及び給水をする」とともに」を、下記に変える。「・・・給餌及び給水、動物の状態確認をする」とともに」	同上
132	飛行機、船での輸送時は、荷物扱いされることなく休憩時間、餌、水の確保は出来るのでしょうか。移動時間が長期になる場合の対策も付加してください	基準は、所有者等に対し基本的な留意事項を示すものであります。具体的な事態における対応については、輸送の必要性を本基準に照らし所有者等の判断により適当な方法を選択すべきものと考えます。

(動物に起因する感染性)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
133	所有者等は、その所有し又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その飼養に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど自らへの感染のみならず、他の者(対人対動物ともに)への感染の防止にも努めること。(2件)	ここでは、基本的に動物から人への感染に係る必要な基準を規定しているものです。
134	「他の者への感染の防止」のヶ所を「他の者や在来種への感染の防止」と改めて下さい。<理由>例えば、ねこエイズなどの疾病がイリオモテヤマネコやツシマヤマネコに感染するような場合もあり、疾病の感染は人間に対してだけの問題ではない。	同上 ご意見の趣旨については、第8の規定に含めているところです。
135	「いたずらに動物を怖がり、捨てたり、危険視したりするのは過剰反応である。正しい知識と予防策を知っていれば怖がる必要はない。」を加える。	そのためにも、基準により家庭動物等に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つことが重要であり、関係機関と協力して普及啓発に努めていく考えです

136	「...正しい知識を持ち予防に努めること、又その飼養に...」に変更希望	疾病の予防については、健康と安全の保持の項で規定があり、ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。
-----	--------------------------------------	---

(逸走防止、危害防止)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
137	「逸走」だけを取り上げているが、逸走よりも遺棄のほうがずっと多い、遺棄について言及すべき。また、動物を逸走防止の観点から管理すると第4に掲げられている「健全な成長及び本来の習性の発現」を阻害することになるのを危惧する。(2件)	遺棄は、動物愛護管理法第27条に違反し、罰則の対象となる違法行為であり、本基準で言及する以前の行為です。また、所有者等は、基準の各項それぞれの実現を責務としているのであり、逸走防止と健全な成長及び本来の習性の発現とは両立させるべきものです。
138	「逸走防止」「脱出できない構造」を糧に、秘密の部屋での飼養の言い訳になる気がします。(動物の輸送)(3)にある「適切な間隔で給餌、給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気」等を記すべき。	所有者等は、基準の各項それぞれの実現を責務としているのであり、逸走防止と健康安全の保持とは両立させるべきものです。
139	肉食獣の放し飼いの禁止の追加、放し飼いの家庭動物からの他の家庭動物への危害についての言及の追加	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。様々なケースに即して配慮すべき具体的事項については、基準の解説資料等で、今後、普及啓発を進めていく考えです。
140	人に危害を加えるおそれのある動物を家庭で飼養すること自体問題であり、冒頭に、「人に危害を加えるおそれのある大型哺乳類、爬虫類などは特別な理由がある場合を除き、飼養しないこと。やむをえず飼養する必要がある場合は、都道府県へ届け出ること。」とすること。すみやかな法の整備を求めます。(3件)	動物愛護管理法第16条に基づき、政令で指定された危険動物等については、都道府県等において条例により規制措置が講じることができるとされているので、具体的な許可性等の規制措置は条例にゆだねられているところです。本基準案においては、第5条の規定の範囲内で、危険防止のため一般的に必要な事項をよるべき基準として定めるものです。
141	(危害防止)を(危険動物の飼養)に変更人に危害を加えるおそれのある動物(別途指定)は、家庭で飼養するには不向きであり、原則、飼養しないように努める。目的があり飼養する場合には、各都道府県による別途の定めに従う。また、下記事項に留意し、逸走防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。(6)所有者等は、人に危害を加えるおそれのある愛護動物等が施設から脱出した場合には、速やかに関係機関(具体的に機関名を記す)への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、脱出した動物の捕獲等を行い、事故の防止のため必要な措置を講ずること。	動物愛護管理法第16条に基づき、政令で指定された危険動物等については、同法により都道府県等において条例により規制措置が講じることができるとされています。このため、具体的な許可性等の規制措置は条例にゆだねられているところです。本基準案においては、第5条の規定の範囲内で、危険防止のため一般的に必要な事項をよるべき基準として定めるものです。 ご意見の趣旨については、概ね基準案に盛り込まれていると考えております。
142	危害防止の(1)に追加して「ただし、ストレスを与えない程度の広さなどは充分確保すること」を加える。	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。様々なケースに即して配慮すべき具体的事項については、基準の解説資料等で、今後、普及啓発を進めていく考えです。
143	施設は、動物が脱出できない構造とすること。但し「第3 飼養保管に当たっての配慮」に従うことは言及するまでもない。	同上
144	施設は、飼養者が飼養に当たって、危険を伴うことなく、尚かつ日常の世話が無理なく作業ができる構造とすること。	同上
145	新たに「所有者等は危険な動物等の保管場所を無人の状況にしてはならない。保管管理者の病気や旅行等に際しては予め代理の管理者を用意する必要がある。」を1項目加えること。	同上

146	「危険な動物の所有者はその対策を想定しないでは飼養してはならない。」を追加	禁止、検査等の規定は本基準の性格上、規定は困難と考えていますが、ご意見の点は、動物愛護管理法第16条の規定に基づく、都道府県等の条例で担保されていると考えています。
147	「施設は動物愛護に携わる者が、抜き打ち検査する。」を加える。	同上
148	所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼養する場合には、(中略)・[追加] 所有者等は、人や他の動物に危害を加えるおそれのある家庭動物等は、できるかぎり飼養しないようにすること。万一飼養する場合には、(中略)・[理由] 危険な動物の飼養は人畜にも周辺環境にも危害を及ぼすおそれがあること、従って本来そのような動物は家庭等で飼育すべきものではないことを明記する。	同上
149	危険な動物として政令で指定された動物を飼養する場合、また自治体条例に飼養許可の規定がある場合は、規定を順守するとともに飼養許可証等を施設に掲示すること。	基本的に危険動物の飼養規制については、動物愛護管理法に基づき条例で実施されているところです。
150	捕獲等の為の機材を常備し、当該機材については恒に使用可能な状態で整備しておくこと <意見内容>そのような機材を各所有者等が常備するのは可能ではあるが、捕獲等の為の機材にどのようなものがあるのかが、不鮮明な為、明確にしていきたい。更に、その機材が入手できないような物の場合は、常備するのは困難であり、常備ではなく、保護センターや警察、役所もしくは各地域にある動物病院などの施設で貸し出しをするようにしたいと思われま	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えですが、機材の常備は、基本的には所有者等の責任で行うべきべきものと考えます。
151	家庭動物等の脱出について、"人に危害を加えるおそれのある家庭動物が脱出した場合"とありますが、危害を加えるおそれのあるという箇所は不必要と思われま	危険動物の逸走にあたっての社会的重大性に鑑み、設けられた規定であり、危害を加えるおそれがない動物の逸走については、所有者としての責任と判断において必要な場合関係機関に連絡をすべき性格のものと考えます。
152	新たに1項目として、「家庭用動物逸走した場合、その所有者は自らの責任において捜索捕獲するばかりでなく、他のものによって捕獲・保護されたり、あるいは事故に遭遇することを考慮して速やかに関係機関に通知すると共に他の可能な報知の手段を講ずること」を追加希望	同上
153	所有者等は、(中略)・万が一に逸走した場合は、自ら速やかに捜索し捕獲すること。[追加] 所有者等は、(中略)・万が一に逸走した場合は、自ら速やかに捜索し捕獲すること。また、保健所や動物保護センター等関係機関への照会および警察に遺失物の届け出を行うこと。	同上
154	家庭動物等の脱出について、脱出した場合の通報すべき関係機関についてもっと明確にしていきたいと思 (3件)	動物の逸走に当たっては、所有者の責任と判断において調査し必要な準備対応をすべきものと考えますが、基準策定後普及啓発資料等においても解説していくことは考えられます。
155	捜索の方法等を別記事項として明記した方がよい。	同上
156	「人の生命、身体または財産に対する侵害を及ぼすとされる動植物等を、人の生活環境から遠ざける目的のため、屋内飼養によらない場合に飼養する愛護動物等にあつては、原則として、共通基準による去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講ずること。」を追加希望	危険動物については、本基準各項により施設内飼養以外は想定されないと考えます。

(緊急時対策)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
157	避難場所の確保は与えられるのか <理由>動物を連れてくるから受け入れませんと断られることは今後一切無くなるのでしょうか。	本規定は、動物愛護管理法5条に基づいて、所有者の責務の観点から規定したものです。適切な避難場所の選択、確保は、状況に応じて、可能な範囲で、まず所有者等が努力すべきことを内容としているものです。
158	以下の項目を新設する。「(都道府県知事等の措置)(1)都道府県知事等(都道府県知事及び指定都市、中核市その他当該政令で定める市の長をいう。以下同じ。)は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、愛護動物の適切な避難場所の確保に努めること。(2)都道府県知事等は、引き取り又は収容した愛護動物については、できるだけ生存の機会を与えること。」 (2件)	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。地方自治体に対する措置を規定することは、基準の扱う範囲外です。

第5 犬の飼養及び保管に関する基準

(全般)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
159	路上糞害防止のため、例えば「犬の糞を放置せず、迷惑にならない場所に埋める、又は持ち帰る等、適切に措置すること。」を追加されたい。 (3件)	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えておりますが、ご意見を踏まえ、基準案中の「汚物」を「ふん尿その他の汚物」と修正いたします。
160	鳴き声、抜け毛、悪臭の迷惑防止のため、犬も家の中で飼うべきである。糞の始末をしない犬の飼い主には罰金を払う義務を負わせるべき。	イヌについて室内飼いをすべきとの基準とすることは難しいと考えていますが、イヌによる迷惑の防止のための糞の処理、適切なしつけ等飼い主の責務の規定は基本的な部分は盛り込まれていると考えております。 ただし、本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準において、罰則の規定不妊義務を定めることは、できません。
161	犬も室内飼養にすべき。	一律に室内飼いとすべき必要は、特に認められないと考えています。
162	「適正に飼養できるものとは、本基準を遵守できる人を指し、単に飼いたいという欲求があるだけでは、適正に飼養することの出来る者とはいえない。」 を第5、第6の各項に加える。	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。様々なケースに即して配慮すべき具体的事項については、基準の解説資料等で、今後、普及啓発を進めていく考えです。
163	犬の所有者に、散歩の義務を最初に犬を飼うときに約束させ、実行させる誓約書のようなものを国で作り、実行して欲しい。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。 犬の運動の確保については、共通基準の2において基準の盛り込まれているところです。
164	犬の所有者等は、獣猟犬、闘犬、狼犬など、人畜への危険が大きく、かつ遺棄された場合には生態系に対しても過大な悪影響を及ぼす犬種については、厳重な管理の元におくこと。また努めてみだりに飼養しないようにすること。[理由]人身事故および他種の動物への危害も考慮し、このような犬種の飼育には厳しい制限を加えるべきである。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。 基本的に犬の危害防止に関する規制措置については、地方自治体の条例で実施されているところです。

177	訓練の項目を細かく記入してされたい。 <理由>無駄吠え、噛み付き、他人に危害を加える等の問題行動は訓練によって解消されます。しつけ教室に通うことを強く勧めるべき	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
178	電流を使った首輪の使用を全面禁止とする。	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。

(譲渡又は引取り)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
179	「譲渡する様に努め」を「最大限の努力を行い」に修正 (3件)	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。本基準に基づき飼い主の責任による譲渡が適切になされるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。
180	やむを得ず飼養できなくなった場合は、都道府県に引き取りを求めることができるが、それに伴い、飼養できなくなった旨を届けて都道府県より許可をもとめなくてはならず、また二度と動物を飼養することは出来ないこととする。また、都道府県はこれを記録するとともに、できる限り次の引き取り手を探さなくてはならない。	本基準において、許可制あるいは都道府県の責務を定めることはできませんが、本基準に基づき飼い主の責任による終生飼養、やむを得ない場合の譲渡が適切になされるよう、基準決定後は、関係機関、関係団体と協力しながら、積極的に普及啓発を図っていく考えです。
181	第5(5)については、行政に引き取られ殺処分される動物を減らすため、飼い主に対してもっと厳しい規定とするべきである。	本基準は、動物愛護管理法18条に基づく引取義務規定をも踏まえながら、その範囲内で規定されるものです。 本基準に基づき、飼い主の責任による終生飼養が推進され、やむを得ない場合の譲渡が適切になされるよう、基準決定後は、関係機関、関係団体と協力しながら、積極的に普及啓発を図っていく考えです。
182	...やむを得ず犬を継続して使用できなくなった場合には、本基準に基づき適正に飼養することの出来る者に当該犬を譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことが出来ない場合に限り、 <u>獣医師による安楽死処置を講じるように努め、獣医師が安楽死処置に協力してくれない場合に限り、都道府県知事等に引取を求めること。...</u> と変更すること。 (3件)	飼い主の依頼に基づく獣医師による安楽死については、現時点では、獣医師を始め広く社会的な合意ができているとはいえ、今後のコンセンサスの動向を踏まえ検討すべき事項と考えています。
183	また、の後に「子犬を終生飼育可能な譲渡者を見つけ」を入れる。	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。
184	「特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その」を削除。譲渡を受ける者に対し、の後に「 <u>狂犬病予防法に基づく登録を行い、社会化が十分に図られた後に譲渡を受ける者に対し、本基準の写しを渡すとともに、口頭で説明する努力をするなどして</u> 」を加えること。	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております。様々なケースに即して配慮すべき具体的事項については、基準の解説資料等で、今後、普及啓発を進めていく考えです。 なお、狂犬病予防法に基づく登録義務の徹底等については、法律上本基準の対象外です。
185	「犬の所有者は子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、 <u>生後60日以前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報とともに終生飼養のための努力と虐待防止の情報提供の徹底をするよう努めること。原則としては狂犬病予防法に基づく登録を終えた生後91日以上で譲渡されることが望ましい。</u> 」に変更 (2件)	同上

186	「社会化が十分に図れ、かつ生来の病気のないことを確認できた後に譲渡するよう努めること。」に変更希望。	同上
187	子犬、子ねこは8週間前（離乳前）には販売しないこと。	同上
188	画一的に社会化月齢等をもって譲渡年月齢と定めることは、必ずしもメリットがあるとはいえない。	本基準については、案とおり画一的な取扱を定めるものとはなっていないと考えています。
189	犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、「努めること」は「しないこと」よりも拘束力、強制力が弱いと思う。その上に更に「特別の場合を除き」までは不要である。 (2件)	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。 本基準に基づく適正な飼い方が行われるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。「特別な場合」について、誤解がないよう、基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
190	ミルク期から育てたい人もいるので、「保護した子で親のいない子はこの限りに在らず」と追加希望	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております
191	(5)及び(6)を統合し、下記の内容へ修正する。「犬の所有者等は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、終生飼養及び適正飼養の確保が可能な者に当該犬を譲渡するよう努め、新たな飼養者を見出すことができない場合に限り、都道府県知事等（法第18条第1項に規定する都道府県知事等をいう。）に引取りを求めること。その際、子犬に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図れた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。」 (2件)	同上
192	犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するよう努めること。新たな飼養者を見出すことができない場合、都道府県知事等に相談することとし、その指導に従うこと。＜理由＞「都道府県に引き取りを求めること」という記載は、処分数を減らしたり、飼養者責務を全うさせる点で不適切である。 (2件)	本規定は愛護管理法第18条の規定に基づき所有者から引取を求めるまでの条件を規定したもので、その条件にかなう場合に限り「引取を求めること」としているものです。
193	犬、猫の飼養が継続できなくなった場合の都道府県知事等への引き取り請求については、安易に引き取りを求める無責任な飼い主の出現を可及的に防止するために、要件を具体化すべきと考えます。	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
194	・購入後も個体差があることを理解し、しつけと虐待を混同しないよう家族の一員として動物を愛すること。 ・購入した犬を勝手に転売しないこと。	ご意見の趣旨については、基準案に盛り込まれていると考えております。所有者による適切な譲渡を全く否定する規定はできないと考えています。
195	引き取られた犬猫の処分方法を明記されたい。	本規定は、動物愛護管理法5条に基づいて、所有者の責務とされている事項に関する基準を策定するものです。
196	終生飼養の責務を「やむを得ず」という言葉で片づけられては悲しすぎます。	飼養前の十分な検討、判断があったとしても、現実として、終生飼養できない場合も生じることは想定せざるを得ないものと考えます。
197	引取を求める先として、都道府県知事等に加え、「動物の愛護を目的とする公益法人その他の者」を加える。 (2件)	法に基づき引取の義務を持っている都道府県等以外の者を、基準において引取先と規定することは困難です。

第6ねこの飼養及び保管に関する基準

(全般)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
198	ねこの室内飼育と名札の徹底は、重要。地方自治体とともに、広く啓発に努めていく必要がある。捨て猫を減らしていくため登録、不妊を義務づけ、飼育指導をしていくことが最善と考える。(4件)	本基準において、登録制を義務づけることは、困難ですが、本基準に基づく適正な飼い方が行われるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。
199	「迷惑を及ぼすことのないよう努めること」ではなく、「迷惑を及ぼしてはならない」として欲しい。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。
200	案は、猫を飼っている人に一番納得のいくいい表現だと思う。是非この基準が徹底できるよう、あらゆる方法でアピールされたい。	ご指摘のように、基準決定後は広く国民に浸透することは大変重要であり、関係機関、関係団体と協力しながら、積極的に普及啓発を図っていく考えです。
201	「ねこの所有者等(通称地域猫の管理者を含め餌付けをしている者)は、周辺環境に応じた」に変更(2件)	本基準は、法に基づき動物の所有者又は占有者に対する責務の基準を定めるものであり、それ以外の者の責務を定めることは困難です。
202	定期的に野猫に餌を与える行為に罰則を設ける。	同上
203	ねこの基準はより具体的に記すべき。特に、(所有の明示)の名札の明示、(生活環境の保全)の糞の始末。	ねこについても共通基準が適用されますが、ご指摘の点もそこで具体的に規定しているところです。
204	「人に迷惑を及ぼす」のヶ所を「人に迷惑や自然環境に悪影響を及ぼす」と改めて下さい。 <理由> ニュージランド周辺の島嶼だけでもネコの移入により少なくとも8種類の鳥類が絶滅したとされています。	ご指摘の趣旨は、基準案第8に基本的に盛り込まれている内容と考えております。 ご指摘の点も含め、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。
205	「ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。相当の理由があつて屋内飼養ができない所有者不定の猫の適切な飼養のためには、保健所は、本人の審査と登録を経て、ボランティアを動物愛護推進員として任命し、助言と支援を行うものとする。」と変更する。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。 なお、本基準案では、室内飼いについて一律に適用すべきものと規定していないのは、案のとおりです。ねこの飼養方法については、地域の特性も勘案する必要があり、地域の状況を踏まえ、飼い主の責任において、動物の健康、安全の保持、人への迷惑防止等を勘案しつつ、基準に照らし適切な飼養保管方法を選択すべきものと考えます。また、そのための支援をおこなう動物愛護推進活動が推進されるよう都道府県等、関係団体とその支援のための施策を推進していく考えです。
206	「ねこの所有者等は、ねこの疾病の感染防止、不慮の事故防止等健康、安全の保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止に十分な配慮を行うこと。相当の理由があつて屋内飼養ができない所有者不定の猫の疾病防止、事故防止の配慮は、前項動物愛護推進員が、保健所の助言と支援を受けて行うものとする。」と変更する。	同上

207	<p>「ねこの所有者等は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、必ず（注：「原則として」にすると、繁殖制限義務に例外を設けることになり、法律に反するので、「必ず」に改める）去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。相当の理由があって屋内飼養ができない所有者不定のねこの繁殖制限措置に必要な費用は、保健所の助言と支援により、前項動物愛護推進員が当該地域等で募金活動を行ってまかなうものとする。」と変更する。</p>	<p>同上</p> <p>また、本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるもので義務を設けることは困難です。</p>
208	<p>「人に迷惑を及ぼさないように」と動物たちに要求する前に、人間が人間以外の生き物たちに及ぼす迷惑・害を真に自覚させることの方が先である。</p>	<p>本基準は、当然動物ではなく所有者等に対する基準となっています。</p>

(屋内飼養)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
209	<p>ねこの完全室内飼養の義務づけ並びに違反者に対する罰則規定を付加すべき。</p> <p>(11件)</p>	<p>本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。また、ねこの飼養方法については、地域の特性も勘案する必要があり、地域の状況を踏まえ、飼い主の責任において、動物の健康、安全の保持、人への迷惑防止等を勘案しつつ、基準に照らし適切な飼養保管方法を選択すべきものと考えます。</p>
210	<p>「屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止に十分な配慮を行うこと」ではなく、「都市部では屋内飼養することとする。都市部以外では屋内飼養を原則とし、やむをえず屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、糞害や尿害等による他人への迷惑、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止に十分な配慮を行うこと」として欲しい。</p> <p><理由> (1) (2)とも「努める」という義務を伴わない、弱い表現では、猫の被害防止に不十分。</p> <p>(5件)</p>	<p>本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。</p> <p>ねこの飼養方法については、ご指摘のように地域の特性も勘案する必要があり、一律に規定することが困難であります。地域の状況を踏まえ、飼い主の責任において、動物の健康、安全の保持、人への迷惑防止等を勘案しつつ、基準に照らし適切な飼養保管方法を選択すべきものと考えます。</p> <p>また、本基準に基づく適正な飼養が普及するよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。</p>
211	<p>本当に猫の事を考え、地域住民の事を考える飼い主は猫を室内で飼養すべき。</p> <p>(3件)</p>	<p>ねこの飼養方法については、ご指摘のように地域の特性も勘案する必要があり、一律に規定することが困難であります。地域の状況を踏まえ、飼い主の責任において、動物の健康、安全の保持、人への迷惑防止等を勘案しつつ、基準に照らし適切な飼養保管方法を選択すべきものと考えます。</p>
212	<p>なぜ屋内飼養がよいか、もっと具体的に分かりやすい説明を補足として加えた方がよい。</p>	<p>基準決定後は広く国民に浸透することは大変重要と考えており、関係機関、関係団体と協力しながら、積極的に普及啓発を図っていく考えです。</p>
213	<p>猫の室内飼、不妊処置も、段階的に進めて行くことが必要と考える。</p> <p>(2件)</p>	<p>基準は、所有者等に一律に義務を課すものではありません。基準決定後は広く国民に浸透することは大変重要と考えており、関係機関、関係団体と協力しながら、積極的に普及啓発を図っていく考えです。</p>

214	ねこの危険回避は飼い主のプライベートな問題であり、行政が法律で一律「室内飼い」を規定するのは越権行為である。また、室内飼いは外の野良猫との差別化を生みかねず、虐待、非難の対象となり、愛護法精神「命を慈しむ」からも問題が生じるおそれがある。 (17件)	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づくもので、同条項では、所有者又は占有者に対し、動物の健康及び安全の保持等を求め、その場合によるべき基準として本基準が定められるものであり、動物の安全の保持には通常考え得る危険回避も当然含まれるものです。なお、本基準案では、室内飼いについて一律に適用すべきものと規定していないのは、案のとおりです。ねこの飼養方法については、地域の特性も勘案する必要があり、地域の状況を踏まえ、飼い主の責任において、動物の健康、安全の保持、人への迷惑防止等を勘案しつつ、基準に照らし適切な飼養保管方法を選択すべきものと考えます。
215	「ねこの屋内飼養」に努めるところは第4の「健全な成長及び本来の習性の発現」に相反するもので、不適切。 (9件)	「ねこの屋内飼養」は、国内外で既に実績のある飼養方法であり適切に行われれば「健全な成長及び本来の習性の発現」に相反するものではないと考えています。
216	ホームレスの猫たちに、避妊・去勢手術をしている者です。どこの組織、グループにも属さず、家族だけでやっております。「猫は家の中で飼う」ことになれば、ホームレスの猫たちは、違法な存在として殺されるのでしょうか？	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づくものであり、所有者、占有者のいない動物の取扱の基準を定めるものではありません。
217	野良猫のことには触れていただきたくない。明記していただくとすれば、不妊、去勢手術をすべきだと思います。	同上

(繁殖制限等)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
218	屋外飼養の場合の繁殖制限措置は、努力規定でなく、義務規定に変更すべき。 (3件)	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。本基準において、繁殖制限を義務づけることは、困難ですが、本基準に基づく適正な飼い方が行われるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。
219	飼われている猫には避妊去勢をし、安易な遺棄を防止するためマイクロチップや登録制(強制)とすべき。 (2件)	同上
220	避妊去勢すべきだが、避妊去勢した猫達だけ外に出れるというのはおかしい。今現在外で生活している猫達とのふれあいは子供たちにはとても大切である。	不妊去勢等繁殖制限措置は、動物の遺棄の防止、引取数の抑制等の適正な飼養上重要であり、特に、行動の管理がなされない室内飼い以外のねこについては、特にその必要が大きいと認められた規定であり、所有者等の責務として必要な事項と考えています。
221	素案から「屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること」を削除し、(3)ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準に従い、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じるよう努めること。に変更する。 (4件)	不妊去勢等繁殖制限措置は、動物の遺棄の防止、引取数の抑制等適正な飼養上重要であり、特に、行動に制約がない室内飼い以外のねこについては、特にその必要が大きいと認められた規定であり、所有者等の責務として必要な事項と考えています。

222	繁殖措置も共通基準にも明記されているので必要ない。＜変更文＞ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、譲渡等の予定がない場合には、原則として去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。	同上
223	適正な譲渡とあるが、これが至難の業であることから、まず、不妊義務、しかる後緊急避難としての位置づけであるべき。不適正な譲渡から不良飼い主の遺棄、野良化するケースが多いのも事実であり、まず飼いネコへの不妊義務化が最優先事項であるべき。（2件）	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。本基準において、不妊義務を定めることは、困難ですが、本基準に基づく繁殖制限が適正になされるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。
224	「屋内飼養によらない場合にあつては、 <u>疾病による危険回避の場合を除き、去勢手術、</u> 」に変更	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
225	「所有者」の記述を「所有者等」へ変更する。 ＜理由＞ 継続的又は断続的な飼養による、野良化ねこの繁殖は、社会問題として捉えられており、所有者のみならず占有者及びその他の飼養者に関しても、繁殖制限措置の徹底は必要。（2件）	繁殖制限は、所有者以外の者の責務とすることは、法的に困難であり、本基準はその範囲内で規定されるものです。
226	避妊/去勢については、もっと推進する必要があることから、「ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、譲渡等の予定がない場合には、原則として去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。」と変更する。	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております
227	「この措置の普及のために開業獣医師は協力を惜しまないこと。」を追加希望	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準において、獣医師の協力を規定することは困難です。

(譲渡又は引取り)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
228	ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図れた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。」で、「努めること」は「しないこと」と言い切るよりも拘束力、強制力が弱いと思いますのでその上に更に「特別の場合を除き」までは不要である。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。本基準に基づく適正な飼い方が行われるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。また、「特別な場合」について誤解がないよう、基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
229	「ねこの引き取りを求められた都道府県知事等は、飼養希望者の発見や飼養の継続に努めること」を追加する。	ねこの引取に関しては、別途犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領等に基づき規定されており、可能な限りご指摘のような考え方に沿い都道府県知事等において行われることとなっています。
230	やむを得ずねこを継続して使用できなくなった場合には、本基準に基づき適正に飼養することの出来る者に当該ねこを譲渡するよう努め、新たな飼養者を見いだすことが出来ない場合に限り、 <u>獣医師による安楽死処置を講じるように努め、獣医師が安楽死処置に協力してくれない場合に限り、都道府県知事等に引取を</u> 求めること。（2件）	飼い主の依頼に基づく獣医師による安楽死については、現時点では、獣医師を始め広く社会的な合意ができていないとはいえず、今後のコンセンサスの動向を踏まえ検討すべき事項と考えています。

231	ミルク期から育てたい人もいるので、「保護した子で親のいない子はこの限りに在らず」と追加希望	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております
232	「特別の場合を除き」を削除。譲渡を受ける者に対し、の後に「本基準の写しを渡すとともに、口頭で説明する努力をするなどして」を加えること。	同上
233	飼養者責務・愛護の観点から、「引取を求めること」という記載はおかしいので変更する <変更文>所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努めること。新たな飼養者を見出すことができない場合、都道府県知事等に相談することとし、その指導に従うこと。 (2件)	本規定は愛護管理法第18条の規定に基づき所有者から引取を求めるまでの条件を規定したもので、その条件にかなう場合に限り「引取を求めること」としているものです。
234	ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、 <u>生後40日前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図れた後に譲渡するよう努めること。</u> また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報とともに <u>終生飼養のための努力と虐待防止の情報提供の徹底をするよう努めること。</u> に変更	基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。
235	「新たな飼養者を見出すことができない場合に限り、主治医または理解ある獣医師に安楽死処置を要請し、万一拒否された場合には都道府県知事等」を追加	飼い主の依頼に基づく獣医師による安楽死については、現時点では、獣医師を始め広く社会的な合意ができているとはいえず、今後のコンセンサスの動向を踏まえ検討すべき事項と考えています。
236	ねこの所有者等は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見出すことができない場合に限り、所有者等の自己責任において、その立会いのもとで獣医師による安楽死を行うことが望ましい。ただし、当該ねこを苦しめる殺し方を含む処分方法について十分説明を受けた上で、都道府県知事等（法第18条第1項に規定する都道府県知事等をいう。）に引取りを求めることができる。	飼い主の依頼に基づく獣医師による安楽死については、現時点では、獣医師を始め広く社会的な合意ができているとはいえず、今後のコンセンサスの動向を踏まえ検討すべき事項と考えています。 なお、動物の殺処分には当たっては、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないと規定されています。
237	(4)及び(5)を統合し、下記の内容へ修正する。「ねこの所有者等は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、終生飼養及び適正飼養の確保が可能なる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見出すことができない場合に限り、都道府県知事等（法第18条第1項に規定する都道府県知事等をいう。）に引取りを求めること。その際、子ねこに当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図れた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。」	ご指摘の趣旨は、基準案に基本的に盛り込まれている内容と考えております
238	「ねこの所有者等は、子ねこの譲渡に当たっては、」に変更 (2件)	法的に譲渡が可能なのは所有者であるので、「所有者」としています。
239	引取を求める先として、都道府県知事等に加え、「動物の愛護を目的とする公益法人その他の者」を加える。 (2件)	法で引取の義務を持っている都道府県等以外の者を、基準において引取先と規定することは困難です。

第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管

番号	意見の概要	意見に対する考え方
240	<p>「行わなければならない」という実効力のある表現が適切。学校等には管理者を置くことを義務付け、違反した管理者には罰則を適用すべき。</p> <p>(6件)</p>	<p>本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。本基準において、罰則を定めることは、困難ですが、本基準に基づく適正な飼いが行われるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。</p>
241	<p>前文を追加] 児童施設、学校、福祉施設および公園等の公共的施設においてふれあい目的で動物を飼養する場合は、管理者、飼養責任者の所在を明らかにするとともに、問題の発生時においては速やかに対処できるようにすること。</p>	<p>学校、福祉施設等における管理者は、所有者、又は占有者として動物愛護管理法第5条に基づき、動物の適正飼養の責務を負っています。</p> <p>基準に基づく管理者の責務等についての周知に努めていきたいと考えています。</p>
242	<p>学校等における動物飼育は、施設の設備および飼育の予算、休校日の体制、教職員の研修、管理責任者の設置等の条件が整わない限り、行わないこと。</p>	<p>学校等における動物飼育の実施選択は、それぞれの組織機関において判断されるべきと考えています。</p> <p>本基準は飼養を行う場合の留意事項について、定めることとしています。</p>
243	<p>「学校、福祉施設等における飼養であっても、動物の飼養は適切な保管施設を有するものに限り、管理者は、動物の飼養保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導のもとに行われるよう努め、動物の福祉に適うよう本基準の各項に基づく適切な飼養及び動物による事故の防止に努めること。」に変更</p>	<p>ご意見の趣旨については、基本的には基準案に盛り込まれていると考えております。</p>
244	<p>管理者等について、「学校、福祉施設及びその他の公益的な施設にあって、愛護動物をしよう及び保管する場合には、当該施設の長たる者の責任において、本基準の各項に基づき適切に飼養及び保管するように努めること。また、動物の飼養及び動物による事故の防止に努めること。当該施設の長たる者は、愛護動物の飼養及び保管に関し、獣医師資格などの専門的な知識を有するものに適切な指導を求めるように努めること。」</p>	<p>同上</p>
245	<p>管理責任者が飼養動物に関する知識の習得が常に可能なこと、休日でも基準を満たした飼養が出来ること、虐待事件が発生しないような施設を作ることが必要。</p>	<p>同上</p>
246	<p>「管理者は、飼養保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者から食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、苦しめられ、若しくは略奪等の不慮の事故がおこらないよう必要な予防のための措置を講じるよう努めること。」に変更</p>	<p>略奪等の所有権に係わる不慮の事故、犯罪行為について本基準において想定することは必ずしも必要ではないと考えております。</p>
247	<p>「獣医師等、十分な十分な知識と飼養経験を有する者」とあるが、ほとんどの獣医師は「動物との暮らしの専門家」ではない。</p>	<p>獣医師は、動物の生理、習性に関する専門的知見経験を有する者であり、活動実績を踏まえても動物の飼養に関しての十分専門家足り得る者と考えています。</p>
248	<p>「(1)管理者は、動物の飼養保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導のもとに行われるよう努め」を下記に変える。「(1)管理者は、動物の飼養保管が、その動物種に関する専門技術をもつ獣医師、及び有蹄類については装蹄師、馬においては乗馬指導員等、十分な経験を有する専門職の指導のもとに行われるようにすること。また、飼養者との長期にわたる安定した関係を必要とする長命な大型哺乳類については、転勤の恐れのない専任職員が、前記専門職の指導のもとで飼養にあたるようにすること」</p>	<p>基準の詳細については基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。</p>

249	「(2)管理者は、飼養保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者から食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないよう」を以下に変える。「(2)管理者は、飼養保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者から食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、苦しめられ、若しくは過度な接触により過重な心身のストレスを受けることがないよう」	現行基準を踏まえた規定ですが、基準の詳細については基準策定後普及啓発資料等において解説し、具体的な教育実践に応じた配慮事項に当たる範囲は、それらを踏まえ現場でご判断いただくことに適当と考えます。
250	「・・・飼養経験を有する者の指導のもとに・・・」とありますが、「飼養経験を有する者の指導を受けたり共に相談しあいながら行われるよう務め、・・・」にして欲しい。	基準案でも同趣旨であると考えます。
251	「学校、福祉施設及びその他の公益的な施設の長たる者は、飼養保管する動物が、傷つけられ、若しくは苦しめられることがないよう必要な予防のための措置を講じるよう努めること」に変更希望	同上
252	「・・・飼養に当る者以外の者から食物を与えられ・・・」とありますが「・・・管理者の許可した飼養に当る者以外の者から食物を与えられ・・・」にして欲しい。 (2件)	ご意見の趣旨を踏まえ、「・・・飼養に当る者以外の者からみだりに食物を与えられ・・・」と修正いたします。
253	馬に関して言えば、「飼養保管に獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導のもとに行われる」ことに大賛成です。しかし、これは学校、福祉施設等の施設に限らず、個人及び家庭で飼っている馬にも適用されることを望む。	共通基準においては、個々の種類についての具体的な事項を記すことはできませんが、基準の解説等、普及啓発資料作成に当たっては必要に応じ具体化をしていく考えです。
254	基準(素案)内容はもっともであり、当然実行されるべきであるが、基準が厳格に適用され学校から飼育動物を締め出されないようにするための配慮も必要であり、実行には弾力性を持たせるべき。(または、削除すべき) (13件)	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。したがって、本基準は、一律に強制することを目的とするものではなく、学校における適正な飼養の重要性を踏まえ、各管理者の判断により現実的に適用することが可能な性格を持つものと考えています。なお、愛玩動物の所有者等に求められている基本的責務を当該施設のみ免れることに合理性はないと考えます。さらに、学校における動物の飼養に関しては、既に現行の規定の範囲内で愛玩動物に準じ、飼養保管に関しよるべき基準が適用されています。
255	「学校にあっては学童への適切な飼育の手本となりうること、施設にあっては社会人教育に適った福祉思想に基づく運営がなされること。」を追加 (3件)	飼養の目的の達成については、飼養の目的に照らしそれぞれの組織機関の責任において具体化推進されるべき内容と考えます。
256	動物を飼ったり触ったりすることは子供の情操教育には欠かせないものであり、家庭で動物を飼えない子供については、なおさら学校で動物に接する機会を作るべき。先生の指導を受けて輪番制で管理するようにすれば良いPTAや地区の獣医師にも加わって頂き地域ぐるみで学童を育てるという方向にすべき。高齢者の知恵やアドバイス、あるいは手助けを受けるなど、老人達をもっと活用すべき。	同上
257	学校、福祉施設等における飼養及び保管学校での動物飼育については、十分な飼養の条件確保が困難であり基本的に反対。廃止すべき。 (4件)	本基準は、飼養する場合の適切な飼養保管のため策定するものであり、飼養を禁止する規定は馴染まないと考えます。

258	「学校、福祉施設等～」は別の基準を設けた方がいいと思われます。「所有者(及び占有者)=家庭動物等」とするのが理解しやすく、管理者等でくられる表現の管理下におかれる動物等は別の基準である方が望ましいと思われるため。	愛玩、伴侶動物と、教育、福祉目的で飼養される動物の飼養の目的、それを踏まえた配慮事項には、共通性、類似性があることから、基準の対象に含めることとし、動物の取扱に関する基準は共通とした上、さらに、組織による飼養として特徴があることからそれを踏まえ、必要な当該事項を盛り込んだものです。
259	新たに1項目として「施設が休日のときにも、必ず一人は給餌給水等の世話にあたるものとする。」を追加希望	基準に基づく具体的飼養管理の体制等については、管理者の責任によりそれぞれの組織機関で計画すべきものと考えます。
260	施設の責任を明確にするため、新たに1項目として「本基準第7以外の全ての項目は、施設に飼養されている動物及び管理者にもあてはまるものとする。」を追加希望	既に原案においても、その趣旨で規定されています
261	獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者が基準を満たしていることを証明する書類を然るべきところへ提出する。抜き打ちでその者が検査し、報告する。	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。
262	知識を持ち、命に責任ある基準、施設を作り、予算を含め、管理責任者と獣医師が指導できること	ご意見の趣旨のうち、本基準の範囲内となる事項については盛り込まれているものと考えます。

その他

番号	意見の概要	意見に対する考え方
263	動物の種類とその飼い方は多様であるので、動物の種類毎に分類して基準を定めること。	犬ねこ以外の家庭動物等については、当然、共通基準に照らし適正な飼養の確保を図っていただくこととなります。他の種類に固有の留意事項については、その必要性、今後の飼養実態を踏まえ検討していく考えです。
264	第5 犬の飼養及び保管に関する基準、並びに、第6、ねこの飼養及び保管に関する基準に続いて、「第7 馬の飼養及び保管に関する基準」を設けていただきたいです。 (3件)	本基準の定義に該当する馬については、当然、共通基準に照らし適正な飼養の確保を図っていただくこととなります。 馬等他の種類の特有の基準については、その必要性、今後の飼養実態を踏まえ検討していく考えです。
265	本基準の解説書の中で、馬に関する具体的な内容を盛り込んでいただきたい。	共通基準においては、個々の種類についての具体的な事項を記すことはできませんが、基準の解説のための資料作成に当たっては必要に応じ具体化していく考えです。
266	犬ねこ以外の動物についても、新たな飼養者がどうしても見つからない場合に限り、獣医に安楽死を依頼すること。それもどうしてもできない場合に限り、都道府県知事等に引取を求めることとする。	飼い主の依頼に基づく獣医師による安楽死については、現時点では、獣医師を始め広く社会的な合意ができていないとはいえず、今後のコンセンサスの動向を踏まえ検討すべき事項と考えています。
267	新規に1項目として「所有者は、やむを得ず飼養している動物を継続して飼養することが出来なくなった場合、適正に飼養することの出来る者に当該動物を譲渡するように努めること。」を新たに追加希望	行政に引き取りの義務のある犬及びねこ以外の動物については、法及び基準に照らし適正な譲渡以外考えられないので、基準に特に規定することは難しいと考えますが、適正な譲渡の徹底が必要であることから、普及啓発資料等で説明していく考えです。
268	第8で、自然環境保全が謳われているが、最大の脅威は人間による遺棄であり、厳しく言及すべき。「屋内飼養」や「逸走防止」などが原因たることは微々たるもの。	遺棄の防止を徹底すべきことは、ご指摘の通りですが、遺棄は動物愛護管理法第27条に反し、罰則の対象となる違法行為であり、本基準で言及する以前の行為です。 本規定は、真に家庭動物等が社会的な存在となるために、自らが飼養する動物による自然環境保全上の問題が生じることがないように所有者等において十分な配慮を求めているものです。

269	<p>第8で「放し飼い」を削除。「人と動物の共生に支障が生じる」というあいまいな記載は避けるべき。</p> <p><変更文>所有者等は、動物の逸走等により、動物が自然のサイクルに入り込んだり、自然環境保全上の問題が生じないよう十分な配慮を行うこと。</p>	<p>動物飼養において、自然環境への影響が考えられるケースとして、放し飼い等があると考えています。</p> <p>本規定は、真に動物が社会的な存在となるために、自らが飼養する動物による自然環境保全上の問題が生じることがないように所有者等に対し十分な配慮を求めているものです。</p>
270	<p>「自然環境保全上の問題が生じ」のヶ所を「自然環境保全上の問題や、在来種との交雑等による生物多様性保全上の問題が生じ」に改めてください。</p> <p>「在来種の圧迫」という表現では、在来種と近縁な動物が逸走するなどして交雑を起し、遺伝子レベルで汚染する事態を含むことができないと考えられます。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、基準案第8に基本的に盛り込まれている内容と考えております。</p> <p>ご指摘の点も含め、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。</p>
271	<p>第9 準用について、</p> <p>[削除] 第2の(2)を「情操の涵養及び生態観察のため」「動物とのふれあい、情操の涵養及び生態観察等のため」と修文すれば、この項目は不要である。</p>	<p>犬ねこを種で対象としている現行基準の扱いと、新基準では差異ができてしまう可能性が生じてしまうことに対応するため、本規定は必要と考えています。</p>
272	<p>第9 において「犬、ねこ」を「動物」に変更希望。</p>	<p>同上</p>
273	<p>第9の部分は文の主旨が大変わかりにくい。具体化する必要がある。例えば、「第2の(2)に該当する以外の目的」とは、どのような「目的」を指すのでしょうか。犬と猫に限定する理由は何か。</p>	<p>定義した目的以外で、想定外のものも含めてもれなく対象とする趣旨で規定しておりますので、抽象的にならざるを得ないと考えています。犬ねこを飼養目的によらず種で対象としている現行基準の扱いと、取扱に大きな差異ができないよう措置したものです。</p>
274	<p>収容施設にいる犬猫のことは、第7のように別立てにして、第9 収容施設にいる犬猫 という項目を設け、基準として定める。</p> <p>(3件)</p>	<p>ご意見の趣旨については、基準案第9に盛り込まれていると考えております。基準に基づく具体的な留意事項等については、必要な場合基準策定後普及啓発資料等において解説していく考えです。</p>
275	<p>展示動物等の飼養及び保管に関する基準に準用する事項に関しての整合性には、十分な配慮を望みます。</p>	<p>同上</p>
276	<p>実験動物に関しては、大半がこの基準に反し、いかなる保護措置も配慮されていません。基準にて細かく制定することは無理なのでしょうか。</p>	<p>実験動物に関しては、実験動物の飼養及び保管等に関する基準が適用されています。</p>
277	<p>犬ねこにしか明記されていない。動物園についても基準を設けて下さい。</p>	<p>動物園に関しては、展示動物等の飼養及び保管に関する基準が適用され、また、動物取扱業の規制が適用され遵守基準が設けられています。</p>
278	<p>経済動物(競走馬) 乗馬用馬に対しても提示していただきたくお願い申し上げます。</p> <p>(2件)</p>	<p>競走馬等畜力を利用するための動物については、産業動物の飼養及び保管に関する基準が適用されています</p>
279	<p>伴侶動物を飼育は登録制とすること。</p> <p>(5件)</p>	<p>本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。本基準において、登録制を義務づけることは、困難ですが、本基準に基づく適正な飼い方が行われるよう、基準決定後は積極的に普及啓発を図る考えです。</p>
280	<p>新たに「獣医師資格などの専門的な知識を有する者は、所有者等に対して、繁殖に起因する近交劣化(近親交配による劣化)現象や、新たな感染症発生及び、従来生息しない種類の動物の発生などに関する適切な知識の普及啓発に努めること。」を1項目として加えること</p>	<p>本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。獣医師等に対する努力義務を規定することは、基準の扱う範囲外となります。</p>

281	<p>動物を飼育するにあたって、飼育管理に必要な知識と施設に対する知識を提供する公的機関を設け、ボランティアの参加を認めること。</p> <p>(2 件)</p>	<p>改正動物愛護管理法で導入された、飼い主を地域に構成された専門家のネットワークでサポートするための制度である、動物愛護推進制度が十分活用されるよう都道府県等に積極的に協力していく考えです。</p>
282	<p>新たに1項目として、「家庭用動物が事故に遭遇した場合、(ア)環境事業所等は、事故に遭遇した動物の収容に際して詳細な記録を行い、所有者に通知する(イ)負傷した動物を持ち込まれた獣医師は、その動物の所有者に通知すること」を追加希望</p>	<p>本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。地方自治体等に対する措置を規定することは、基準の扱う範囲外です。</p>
283	<p>(死体処理)を追加。家庭動物が死亡した場合は、自らの責任において適正に処理すること。</p>	<p>本基準は、動物愛護管理法第5条に基づきます。同条の規定は所動物の飼養及び保管に関するものであり、死体の処理について本基準で規定するのは困難と考えています。</p>
284	<p>第3(2)にあるように、家畜化された動物ではない野生動物等については一般にその飼養のためには当該動物の本能、習性及び生理に即した特別の飼養保管・・・ということになりますが、肉食系の動物の為に、別の生体を食料用として飼育する場合はどのように考えたらよいのでしょうか? 例:ネズミ類</p>	<p>飼養の目的に照らし、本基準の対象動物には当たらないと考えられます。</p>

募集対象以外の意見

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	動物取扱業者の販売拒否権の追加と未成年者への販売の禁止	この基準は、動愛法第5条に基づき、動物の所有者等の責務である動物を適正に飼養保管するためのよるべき基準として定められるものであり、動物取扱業者については、動物愛護管理法で別途規定されています。 今回の意見募集要項からはずれておりますが、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
2	日本が抱えるいろいろな動物問題は、ペットショップからきてると思います。私達の身近で「生き物」を「商品」として「売買」してるのだから、ペットショップには適正飼養といわれる管理の仕方をさせるべきです。また、売る時には、相手にその管理の仕方を[法律も含め]教える。そして、それが本当におこなわれているかを行政が監視する、できてなければ、営業停止、といった厳しい決まりをつくる。	同上
3	繁殖業者などから動物達の救済保護活動を行っているのは、善意のボランティア団体であり、ボランティア団体には、業者等への立入の権利があって当然だと強く思う。動物を扱う全ての業者には、より厳しい基準を設け、営業も審査登録制にするべきだと思います。	同上
4	ペットショップとブリーダーにはぜひとも欧米並の規制を設け、ライセンス制に。	同上
5	適正な飼養に責任のとれないフリーダーはほっておくべきではなく、行政による調査が必要。	同上
6	外猫をこれ以上増やさないためのものであるなら、「動物取扱業の規制」が現在のままでは非常に緩いです。動物取扱業の登録もせずに繁殖を行い、譲渡といったことが様々な問題をはらんでいる。動物取扱業等の規制の見直しも同様に別の場で進めて下さい。	同上
7	ペットショップなど売る側には他業種にもあるようなきちんとした営業資格の取得や立ち入り検査、命を扱うのですからきちんとした法規制や罰則など設けると共に販売員の知識の向上、購入者への適切な指導が出来る状況になってほしいと思います。	同上
8	動物売買（ペット商売）への強力な規制が必須である。動物が自由に売買できるということは、不用になればゴミと同じように捨てられるということです。新しい“品種”を生み出すために、多くの命が犠牲になります。また売れ残った動物は、肉骨粉にされ、フードとしてリサイクルされるということさえあります。命の軽視の風潮を生んでいます。猫を売ることと猫を買うことに厳しい規制をすべきです。	同上
9	ペットショップには、見本となる適正飼養の普及と厳しい規制をそれが出来なければ営業停止にするという厳しい目をもった行政づくりをして欲しいです。もちろんブリーダーや動物を扱う者全てに対してもです。	同上
10	社会性を身につけるべき時期の動物の「いのち」は衝動買いの対象となりやすく、遺棄など無責任な人間の行為につながるおそれが大なのに、取り締まるべき動物取扱業に関する記述がない。	同上

11	第5 犬の基準（6）には、譲渡の時期について記載されているが、これは子犬に限ったことではない。特に動物取扱業者については、「努める」でなく、「してはいけない」にする必要がある。	同上
12	ペットショップ等へ更に重大な責任があることを十分自覚させ、適切な指導、良心的な販売を行うよう行政の立場から指導されることを強く希望する。	同上
13	毎日約3,000頭も処分されている現実を国民やブリーダーに知らせ、不幸な命を作らせないように規制していただきたい。ペットショップは2ヶ月待てば生まれるのだから、受注生産でいいのではないのでしょうか。	同上
14	ペットショップの廃止を求めます。新しく、犬や猫、爬虫類などを飼いたい時は、動物センターで里親を待つ動物達を優先的に考えていただきたいからです。	同上
15	ペット産業の許可制、免許制を施行すること。	同上
16	動物を虐待・殺害した者に対する罰をもっと重くしても良いと思います。『避妊』もしないで、「自然のまま」に産ませつづけるのも『虐待』と定義づけるべきです。このような飼い主は罰せられるべきで、動物を飼う資格は無いと思います。	今回の意見募集要項からはずれておりますが、ご意見をお寄せいただきありがとうございます。
17	テレビでいつも見る悪徳ペット業者や、動物虐待を続ける者、無責任にペットを飼い、捨てる者、ペットショップでの生体販売。不必要な動物実験。人の心を行政が管理できるものではないですが、もっと厳しい刑罰を定めて下さい。	同上
18	動物虐待が行われていた場合の措置について、そもそも触れられていない。虐待が行われていた場合の保護、罰則等の規定が必要ではないか。	同上
19	質問：飼育及び保管に関する基準に違反した場合の罰則はどうなっているのか。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づいています。同条の規定は動物の所有者等の努力義務を定めるものとなっており、本基準はその範囲内で規定されるものです。したがって、本基準によらない方法で飼養保管している場合であっても罰則は定められていません。しかし、法律上に基づく努力義務に違反していることとなります。
20	やむを得ない理由でねこを手放す場合、行政は引取の受け皿だけでなく、相談相手にもなって欲しい。	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づき、動物の所有者等の努力義務について、その範囲内で規定されるものであり、本基準において、行政の措置等を定めることは、困難です。
21	都道府県知事の職権で、動物引き取りの際に料金を徴収する旨、書き添えるべきです。	同上
22	飼えなくなった犬ねこの引取は有料とし、殺処分立ち会うことを義務づけること。	同上
23	個人で里親が見つからない場合は安易に即、死、ではなく県も積極的に里親探しに取り組むべき。管理センターは殺すところではなく一時保護するところを使うべきと思います。終生飼養を考え飼う以上は最後まで飼い主本人に責任を持ってもらう必要があると考え、管理センターに預ける場合、一時預かり金（飼養代）を収めるようにし、処分する場合は安楽死とし、飼い主に代金を支払ってもらうべきだと思います。	同上

24	開業動物病院で、安楽死措置をしてもらう方が、炭酸ガスによる処分より犬ねこに与える苦痛が少ないことを市役所は飼い主に伝えること	同上
25	捕獲した犬、ねこの保護期間は1ヶ月から6ヶ月間とし、殺処分は行わないこと。	同上
26	野良猫も共存共栄受益対象であるべきだが、共生に対する野良猫への行政の責務がない。野良ねこには不妊の義務化が及んでいない。飼いネコの遺棄者が特定できないので、社会で責任を負うべき。不妊については行政が何らかの(助成金なり)形で責任を持つべきである。	同上
27	野良猫について行政の力でこんな猫達の命が終わるまで宿舎を建て、保護して避妊をしてこれ以上野良猫が増えないような配慮のために税金を使って頂きたい。捨てた人には罰則が与えられる必要がある。(2件)	同上
28	行政の引取では、殺されるなんて思ってもいなかったりします。もっと現実を知らせて下さい。	今回の意見募集要項からはずれておりますが、ご意見をお寄せいただきありがとうございます。
29	保健所で捕獲されている犬ねこの情報をインターネット上で提供してください。	同上
30	国勢調査時にペットの避妊去勢についても調査し、実施を呼びかける。	同上
31	行政による“外にいる猫”の捕獲 - 殺処分は、人間社会の心の荒廃を呼ぶ可能性が大きい。猫(や小動物)を虐待し続けた少年(や大人も)が、やがて人間の子供や大人に危害を加える傾向を持ちやすいということも言われています。行政が捕獲 - 殺処分を行うことは、そうした少年や一部の人間にとって、猫を殺す免罪符を得たような気持ちにさせる影響があります。	本基準は、動物の飼養者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条に基づくものであり、所有者、占有者のいない動物の取扱は、本基準の対象を越えたものとなります。
32	捨て猫に超重罪を。“外にいる猫”をこの法令によって捕獲する根拠にすることはやめてほしいと思います。ヤンバルのように、どうしても捕獲が必要だと判断しても、シェルターで一生保護することが前提です。	同上
33	町には野良猫が繁殖して、捨てた人がわるいねん、餌をやった人がわるいねん。だから私はわるくないねん...町内会に相談しても、うちも困ってるねんの一言だけ。確におっしゃるとおりです。でも、深刻化する地域の問題なのに近隣迷惑になってても知らん顔している貴方も貴方も悪いんです。そしてこの私も力不足なんです。まず、基本を考えないで、モラルを忘れていて、ペットブームはどんどん加熱するばかり。保護目的のシェルターも必要だけど、動物セラピーも大切だけど、こんなに捨てる人が絶えない現状で進めて良いのですか。	同上
34	飼い主等のいる動物に関する事だけでは、不十分と思われるので、飼い主のいない動物についても対策を考えていただけるよう、お願いしたいと思います。	同上
35	猫の室内飼いを推奨するなら、ペットと住める住宅の増加も指導して行かないと、片手落ちになると思います。	今回の意見募集要項からはずれておりますが、ご意見をお寄せいただきありがとうございます。
36	住宅を賃貸契約する際の動物飼養に関するルールを変えるべきである。	同上

37	最近、違法なルートでの愛玩用動物の輸入が目に見えて増えている。国際的な協調、国際的な希少動物の保存推、進動物疫病の予防の理由から、これらの取り締まりを厳しくしていただくことを要望する。	同上
38	輸入動物の種類も増加し安易に入手できることもあり、事態は生態系をも脅かす問題にまで発展している有様です。今後徐々にでも輸入動植物を規制する水際作戦を強化する案は実行されることと思いますがどんなに規制をしても捨てる人がいる限り、常時危険は隣り合わせです。誰が捨てたのか分からない現状を打破することで無責任な国民に緊張感を与える対策が不可欠と考えます。	同上
39	致死処分回避策の実行措置などの検討が、動物保護審議会では議論され報告されるべきものであり、愛護動物が大量に致死処分に付され続けている措置に対し、それらを総合的に考察し客観的且つ合理的な意見を提示する者を、動物愛護施策に係われる者達の中には参加させない、とした動物保護審議会委員会の報告は無効であり、審議内容の訂正が求められる。	同上
40	避妊・去勢手術済みの個体は登録料を割安にするなど、不幸な動物を殖やさないための努力を求める	同上
41	動物福祉の思想はまだまだ低迷しており 地方に参りますと中央との格差は歴然としている。 「動物愛護管理法」の見直しに際しては是非とも地域格差が少なくできる方向とされたい。	同上
42	私は蛇を飼っています。今年の八月から、ポアコンストラクターが東京都の特定危険動物に指定されるそうですが、申請すれば誰でも飼えるような、規制に変えてください。	同上
43	各関係機関への猫の交通事故死数の全国調査と保健所へ持ち込まれた仔猫の出生調査または拾得時の調査を行い公表される事を要望いたします。	同上
44	現状では遺棄した人間への罰則が生きていません。遺棄した人間に法の定めるとおりの罰則ができるように購入者の管理を求めます。	同上
45	・ペット税の徴収で遺棄された動物の処分ではなく、保護に使ってほしい。 ・ペット税を義務として導入することにより固体登録が可能であると考えます。また 詐称があった場合厳重な罰則を設けてほしい。	同上
46	虐待した人には重い罰則が必要	同上
47	遺棄による罰金を強化する。	同上
48	ドックランのような施設を各地域10ヶ所以上指定し、動物の散歩やトレーニングできる曜日、時間帯等を掲示する制度を設ける	同上
49	今後「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」や他の同様の基準の見直しを図ることはできないか。悲惨な管理下におかれる動物達の問題が早く解決していくように、法律や基準が一般管理者(飼育者)にも浸透するように、国や自治体レベルで啓蒙活動が積極的に行われていくことを強く望む。	同上

50	動物飼養に関する基準を設け違反した場合、将来動物を所有する権利を剥奪すると共に、速やかに適切に飼養することの出来る者、団体等へ動物を渡せるようにすること	同上
51	移入種動物の為、日本の生態系が侵されている事が気がかりです、エキゾチックアニマルのブームでありとあらゆる動物が入り込みます。ワシントン条約、種の保存法で守りきれものではない。た希少な動植物を個人が所有する事を禁止する法案の成立が急務と思えます。動物取り扱い業者の届出制から免許制に切り替え悪質業者を排除すべき。動物虐待の最たるもの動物実験施設、業者の免許制をあわせて強く望みます。	今回の意見募集要項からはずれておりますが、ご意見をお寄せいただきありがとうございます。
52	法の保護下に在る家庭動物といえど、所有者が不明な場合は全て捕獲すべきです。	本基準は、動物愛護管理法第5条に基づき、動物の所有者等の努力義務について、その範囲内で規定されるものですが、捕獲については、本法において定めがないところから、困難です。
53	動物実験施設を明記して欲しいです。 <理由> 動物実験施設では動物を命あるものとして扱っていないところが殆どです。	実験動物に関しては、実験動物の飼養及び保管等に関する基準が適用されています。
54	以前は犬や猫だけが愛護法の対象でしたが是非！今回の改正で馬も愛護法の対象にして下さい！日本もイギリスの動物愛護法を見ならって愛護法の改正を望みます	今回の意見募集要項からはずれておりますが、ご意見をお寄せいただきありがとうございます。
55	野良猫避妊去勢手術に協力する動物病院を市町村が呼びかけると共に、医療費の削減を希望	同上
56	一部で動物愛護が違う方向に傾いていると感じているのは私だけでしょうか。ペットを飼うのは個人の自由だけど、自由は無責任では成立しないことは教育上とても重要です。地球の捨てられた動物全ては救えないけれど、ペットを捨て殺すために飼う行為だけはもう許されない。	同上
57	野生動物は、ペットに適さない。 野生動物の輸入、売買及び飼養の禁止を求める。 ",the importation, sale and ownership of wildlife as pets in Japan should be banned immediately." (68件)	同上